

久留米市竹粉碎機貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を推進するために、久留米市が所有し、農村森林整備課が所管する物品（以下「物品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 物品を借用することができる者は、市内にある放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備を目的とし活動する団体等で営利を目的としない者に限る。

(対象物品)

第3条 貸出しを行う物品は、別表1のとおりとする。

(貸出し申請等)

第4条 物品を借用しようとする者（以下「申請者」という。）は、久留米市竹粉碎機貸出条件（別表2）の内容を確認した後に、あらかじめ農村森林整備課に予約を行わなければならない。ただし、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

2 申請者は、前項の予約を行った後、借用しようとする5営業日前までに、久留米市竹粉碎機借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、貸出時に使用責任者の身分証明書（運転免許証等）の提示により使用責任者の本人確認を行うものとする。

(貸出し決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、貸出しを決定し、竹粉碎機借用許可書（様式第2号）を発行する。

2 市長は、物品を貸出したときは、貸出し先、貸出期間等を物品貸付簿により記録し、管理する。

(貸付料)

第6条 物品の貸付料は無料とする。

(貸出し期間)

第7条 物品の貸出期間は、原則として最大8日間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(禁止事項等)

第8条 申請者は、当該竹粉碎機等を貸出目的に反し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 営利目的での使用
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が貸出目的に反すると認める事項

(貸出しの取消)

第9条 市長は、竹粉碎機等を借用した者（以下「借用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消すとともに、物品の返却を命じることができる。

- (1) 借用者が、この要領の規定又は貸出しに付した条件（別表2）に違反したとき。
- (2) 借用者が、偽りその他の不正行為により物品の貸出しを受けたとき。
- (3) 物品が故障その他の理由により使用することができない状態になったとき。
- (4) 第8条に掲げる禁止事項等を確認したとき。
- (5) 申請者が暴力団員又は暴力団員が役員となっている者と認められたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が物品を貸し出すことが適当でないとき。

(返却)

第10条 借用者は、竹粉碎機等を返却するとき、又は前条の規定により返却を命じられたときに、竹粉碎機使用管理簿（様式第3号）と竹粉碎機使用実績報告書（様式第4号）を添えて、返却しなければならない。

2 借用者は、物品の返却をするときは、物品管理者と共に点検を行い、損傷等の不備がないか確認しなければならない。

(損害賠償等)

第11条 借用者は、自己の責めに帰すべき事由により物品を亡失又は損傷したときは、直ちに竹粉碎機事故報告書（様式第5号）にて市長に報告し、その損害を賠償するものとする。

(免責)

第12条 市長は、貸出中における借用者の自己の責めに帰すべき事由により生じた事故及び作業中の怪我に対しては、その責任を負わない。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

貸出物品一覧

物 品 名	数 量
竹粉碎機	1 台
スクリーン 5mm	1 枚
スクリーン 8mm	1 枚
保護手袋 (M サイズ)	1 双
保護手袋 (L サイズ)	1 双
ガソリン携行缶 (20 ℓ)	1 個
アルミブリッジ	2 本
固定ロープ	1 本
トラックシート	1 枚
充電式ブロワー	1 式

別表 2 (第 4 条関係)

久留米市竹粉碎機貸出許可条件

- 1 「久留米市竹粉碎機貸出要領」や他の法令に違反することがないように使用すること。
- 2 竹粉碎機等をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、傷害保険に加入するよう努めること。
- 4 竹粉碎機の使用に際しては、取扱説明書に準じること。また、作動音や粉碎物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 竹粉碎機の負担を考慮し、1日連続かつ最大5時間以上の運転を行わないこと。
- 6 竹粉碎機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、竹粉碎機使用管理簿(様式第3号)に使用日の作業状況を記録すること。
- 7 竹粉碎機に故障等異常が認められたとき、直ちに作業を中止し、竹粉碎機使用管理簿(様式第3号)及び竹粉碎機使用実績報告書(様式第4条)にて市に報告すること。
- 8 自己の責めに帰すべき事由により損傷や事故等が発生したときは、直ちに作業を中止し、竹粉碎機使用事故報告書(様式第5号)を市へ提出すること。
- 9 自己の責めに帰すべき事由により竹粉碎機等を亡失又は損傷したときは、その損害を賠償すること。
- 10 竹粉碎機等の使用により発生した借用者及び他者やそれらの財産に対する損害については借用者の責任とし、借用者が損害を賠償すること。
- 11 竹粉碎機で竹以外を粉碎しないこと。また、竹に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 12 竹は直径11.5cm以下のものを1本ずつ挿入すること。また、腐った竹は処理しないこと。
- 13 竹粉碎機を走行させる場合は、障害物や急傾斜がある場合は走行させないこと。また、エンジン焼き付き防止のため、水平な状態で使用すること。
- 14 事故防止ため、車へ積み込む際など、傾斜地を走行する場合には、後進で登り、前進で下ること。また、輸送する場合はロープ等で竹粉碎機を固定し、転倒等が起らないようにすること。
- 15 借用期間中は、竹粉碎機等が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
- 16 竹粉碎機等の借用及び返却、又は使用に要する燃料等の費用は、借用者の負担とする。なお、返却の際は、燃料(ガソリン)を満タンにすること。
- 17 竹粉碎機等を返却する際には、竹粉碎機使用管理簿(様式第3号)と竹粉碎機使用実績報告書(様式第4号)を提出し、農村森林整備課職員と共に点検を行い、損傷等の不備がないか確認すること。

久留米市竹粉碎機借用申請書

令和 年 月 日

久留米市長 様

申請者 団体等の名称：
代表者氏名：
住所または所在：
電話番号：

次のとおり竹粉碎機を借用したいので、久留米市竹粉碎機貸出要綱第4条の規定により申請します。
また、裏面記載の申請資格を満たすことを誓約いたします。

借用希望期間 (最大8日間)	令和 年 月 日 曜 から 令和 年 月 日 曜 まで 計 日間
受取希望日時 (午前10時～午後3時)	令和 年 月 日 曜 午前 時 分 午後
返却予定日時 (午前10時～午後3時)	令和 年 月 日 曜 午前 時 分 午後
使用場所 (面積)	久留米市 (約 m ²)
使用目的 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 竹林の拡大抑制 <input type="checkbox"/> 竹林の再生 <input type="checkbox"/> その他 ()
借用付属物品 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> ガソリン携行缶 <input type="checkbox"/> 充電式ブロー <input type="checkbox"/> アルミブリッジ(道板) <input type="checkbox"/> 保護手袋(Mサイズ・Lサイズ) <input type="checkbox"/> 固定ロープ <input type="checkbox"/> スクリーン5mm <input type="checkbox"/> トラックシート <input type="checkbox"/> スクリーン8mm
使用責任者 (竹粉碎機操作従事者)	<input type="checkbox"/> 申請者と同一人物 住 所： 氏 名： 電話番号：
添付書類	<input type="checkbox"/> 竹粉碎機使用場所の位置図

※貸出しを希望される日の5営業日前までに、久留米市農政部農村森林整備課へ提出してください。

※使用責任者は、粉碎機等の受取時に身分証明書（運転免許書等）を提示してください。

※提出していただいた個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。

(裏面)

竹粉碎機使用者名簿

次の竹粉碎機使用者名簿の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者については、久留米市竹粉碎機貸出要領第9条第5項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

氏名 (姓と名の間を1字空ける)	氏名カナ	生年月日				性別
		元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	
					男 女	

※アルファベット氏名はカタカナで入力すること。

※外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。

殿

久留米市長 印
(農政部農村森林整備課)

竹粉碎機借用許可書

付をもって申請されました竹粉碎機借用の件について次のとおり許可いたします。

許可期間	から まで 日間
受取日時	時 分
返却日時	時 分
使用場所 (面積)	久留米市 (m ²)
使用目的	<input type="checkbox"/> 竹林の拡大抑制 <input type="checkbox"/> 竹林の再生 <input type="checkbox"/> その他 ()
貸出付属物品 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> ガソリン携行缶 <input type="checkbox"/> 充電式ブロー <input type="checkbox"/> アルミブリッジ(道坂) <input type="checkbox"/> 保護手袋(Mサイズ・Lサイズ) <input type="checkbox"/> 固定ロープ <input type="checkbox"/> スクリーン5mm <input type="checkbox"/> トラックシート <input checked="" type="checkbox"/> スクリーン8mm
使用責任者 (竹粉碎機操作従事者)	住 所 : 氏 名 : 電話番号 :
その他	裏面に示す久留米市竹粉碎機貸出条件を厳守すること。 使用責任者は、受取時に身分証明書(運転免許書等)を持参すること。
備考	

(裏面)

久留米市竹粉碎機貸出許可条件

- 1 「久留米市竹粉碎機貸出要領」や他の法令に違反することがないように使用すること。
- 2 竹粉碎機等をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、傷害保険に加入するよう努めること。
- 4 竹粉碎機の使用に際しては、取扱説明書に準じること。また、作動音や粉碎物等による周辺住環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 竹粉碎機の負担を考慮し、1日連続かつ最大5時間以上の運転を行わないこと。
- 6 竹粉碎機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、竹粉碎機使用管理簿（様式第3号）に使用日の作業状況を記録すること。
- 7 竹粉碎機に故障等異常が認められたとき、直ちに作業を中止し、竹粉碎機使用管理簿（様式第3号）及び竹粉碎機使用実績報告書（様式第4条）にて市に報告すること。
- 8 自己の責めに帰すべき事由により損傷や事故等が発生したときは、直ちに作業を中止し、竹粉碎機使用事故報告書（様式第5号）を市へ提出すること。
- 9 自己の責めに帰すべき事由により竹粉碎機等を亡失又は損傷したときは、その損害を賠償すること。
- 10 竹粉碎機等の使用により発生した借用者及び他者やそれらの財産に対する損害については借用者の責任とし、借用者が損害を賠償すること。
- 11 竹粉碎機で竹以外を粉碎しないこと。また、竹に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 12 竹は直径11.5cm以下のものを1本ずつ挿入すること。また、腐った竹は処理しないこと。
- 13 竹粉碎機を走行させる場合は、障害物や急傾斜がある場合は走行させないこと。また、エンジン焼き付き防止のため、水平な状態で使用すること。
- 14 事故防止ため、車へ積み込む際など、傾斜地を走行する場合には、後進で登り、前進で下ること。また、輸送する場合はロープ等で竹粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 15 借用期間中は、竹粉碎機等が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
- 16 竹粉碎機等の借用及び返却、又は使用に要する燃料等の費用は、借用者の負担とする。なお、返却の際は、燃料（ガソリン）を満タンにすること。
- 17 竹粉碎機等を返却する際には、竹粉碎機使用管理簿（様式第3号）と竹粉碎機使用実績報告書（様式第4号）を提出し、農村森林整備課職員と共に点検を行い、損傷等の不備がないか確認すること。

竹粉碎机使用管理簿

(使用責任者)

貸出時		本人確認方法	点検箇所	点検内容	確認 (○×)
貸出日	令和 年 月 日				
点検者		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()	本体部分	傷や変形はないか	
			動力装置	エンジンは正常か	
			粉碎装置	粉碎装置は正常か	
			安全装置	非常停止装置は正常か	
			走行装置	走行装置は正常か	

※使用責任者と共に確認してください。

使用月日 令和 年度	伐採場所	作業人数	運用時間	点検箇所	点検内容	確認(○×)	
						使用前	使用后
例 4 / 1	久留米市 城南町15-3	3人	開始時間 14:30	本体部分	傷や変形はないか	○	○
			終了時間 16:00	動力装置	エンジンは正常か	○	○
				粉碎装置	粉碎装置は正常か	○	○
			合計時間 1時間30分	安全装置	非常停止装置は正常か	○	○
				走行装置	走行装置は正常か	○	○
清掃	使用后実施したか	○		○			
			開始時間	本体部分	傷や変形はないか		
			終了時間	動力装置	エンジンは正常か		
				粉碎装置	粉碎装置は正常か		
			合計時間	安全装置	非常停止装置は正常か		
				走行装置	走行装置は正常か		
清掃	使用后実施したか						
			開始時間	本体部分	傷や変形はないか		
			終了時間	動力装置	エンジンは正常か		
				粉碎装置	粉碎装置は正常か		
			合計時間	安全装置	非常停止装置は正常か		
				走行装置	走行装置は正常か		
清掃	使用后実施したか						
			開始時間	本体部分	傷や変形はないか		
			終了時間	動力装置	エンジンは正常か		
				粉碎装置	粉碎装置は正常か		
			合計時間	安全装置	非常停止装置は正常か		
				走行装置	走行装置は正常か		
清掃	使用后実施したか						
			開始時間	本体部分	傷や変形はないか		
			終了時間	動力装置	エンジンは正常か		
				粉碎装置	粉碎装置は正常か		
			合計時間	安全装置	非常停止装置は正常か		
				走行装置	走行装置は正常か		
清掃	使用后実施したか						
			開始時間	本体部分	傷や変形はないか		
			終了時間	動力装置	エンジンは正常か		
				粉碎装置	粉碎装置は正常か		
			合計時間	安全装置	非常停止装置は正常か		
				走行装置	走行装置は正常か		
清掃	使用后実施したか						

※1行目の例を参考にして、書いてください。
 ※返却時は、燃料(ガソリン)を満タンにしてください。
 ※毎日、始業前及び使用後の点検を行ってください。

返却時		特記事項	点検箇所	点検内容	確認 (○×)
貸出日	令和 年 月 日				
点検者			本体部分	傷や変形はないか	
			動力装置	エンジンは正常か	
			粉碎装置	粉碎装置は正常か	
			安全装置	非常停止装置は正常か	
			走行装置	走行装置は正常か	

※使用責任者と共に確認してください。

竹粉碎使用実績報告書

令和 年 月 日

久留米市長 様

団体等の名称：
代表者氏名：
住所または所在：
電話番号：

年 月 日付で貸出許可のあった竹粉碎機について、次のように使用したので報告します。

許可番号	農整第 号
借用期間	令和 年 月 日 曜 から 令和 年 月 日 曜 まで 計 日間
使用場所 (面積)	久留米市 (約 m ²)
使用目的 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> 竹林の拡大抑制 <input type="checkbox"/> 竹林の再生 <input type="checkbox"/> その他 ()
粉碎した竹の利用方法	<input type="checkbox"/> 雑草抑制 <input type="checkbox"/> 堆肥化 <input type="checkbox"/> 土壌改良 <input type="checkbox"/> その他 ()
返却物品 (該当項目にチェック)	<input type="checkbox"/> ガソリン携行缶 <input type="checkbox"/> 充電式ブロー <input type="checkbox"/> アルミブリッジ (道板) <input type="checkbox"/> 保護手袋 (Mサイズ・Lサイズ) <input type="checkbox"/> 固定ロープ <input type="checkbox"/> スクリーン5mm <input type="checkbox"/> トラックシート <input type="checkbox"/> スクリーン8mm
感想及び要望等	

竹粉碎機事故報告書

令和 年 月 日

久留米市長 様

団体等の名称：

代表者氏名：

住所または所在：

下記のとおり、事故が発生しましたので報告致します。

許可番号	農整 第 号
使用責任者	住 所： 氏 名： 電話番号：
事故当事者	<input type="checkbox"/> 使用責任者と同一人物 住 所： 氏 名： 電話番号：
事故発生日時	年 月 日 曜 午前 時 分頃 午後
事故発生場所	久留米市
事故発生原因	
事故発生状況	
竹粉碎機損傷状況	
備考	
写真	